

不当判決に怒りを結集しよう！

2015年1月28日（水）午後4時30分、福岡教育大学の「大学の自治をまもる」裁判の第一審判決が福岡地方裁判所 301号法廷において、山口浩司裁判長から申し渡されました。判決内容は「原告らの請求をいずれも棄却する」ですが、その結論もさることながら、判決理由に啞然とさせられます。それは、裁判所があまりにも一方的に被告法人に肩入れして、被告法人が主張・立証していないことまで含めて判決理由としているからです。

民事訴訟においては、本来、当事者（被告・原告）の主張・立証が基本とされますが、裁判所がその原則を自ら逸脱しています。また、判決理由の書き方や事実誤認の仕方が、高専機構を訴えた全大教の判決（1週間前の1月21日判決、敗訴）と酷似しています。これでは、もはや裁判所が「何が何でも原告を負けさせる」という意思を持ち、公正な裁判を行う役割を放棄していると言えるでしょう。これに対して本訴訟の弁護団・原告団は、直ちに声明（裏面に掲載）を出し、**控訴の意思を表明しました。**

本判決の問題点とそれに対する組合の考えは以下のとおりです。

	本判決で裁判所が認めたことの問題点	本判決に対する組合の考え
①	国立大学法人の自主的・自律的経営を認めず、被告のいう「内在的制約」を簡単に認めたこと	国立大学法人法には、自主的・自律的運営を行うことが法の趣旨として明確であり、それを実施しないのであれば、法人化の意味そのものを失う
②	国からの「お願い」によって、国立大学が意思決定したことを容認したこと	コンプライアンス（法令遵守）の枠内で組織運営が行われないなら、何でもありになってしまう
③	財務上の危機が実際に生じていないにもかかわらず、その「怖れ」によって賃下げをすることを容認したこと	労働契約法で労働条件を不利に変更することは「原則禁止」、例外も厳格に規定されているのに、「怖れ」で賃下げをすることはゆるされない
④	原告の被害を「一時的」にすぎず「過大視することはできない」と過小評価していること	一時的であったら何をやってもいいのか
⑤	団体交渉における被告の不誠実な対応を「重大な問題があったと評価することはできない」としたこと	団交を開きたがらず、資料開示もせず、時間がたつのを待っていた法人の態度を容認するのは断じてゆるされない

判決全文をPDF版で配布します。ご希望の方は組合 <ayabe@mb8.seikyou.ne.jp>までご連絡ください。お読みいただいて、みなさまの率直な意見をお聞かせください。また、2月5日（木）に「**裁判報告集会**」を開催します（裏面に案内）。弁護団長である堀弁護士から判決をさらに詳しく解説していただきます。ぜひご質問・ご意見をお願いします。

今回のこのような判決は、福岡教育大学に限らず、今後の国立大学や独立行政法人の労働運動に大きな影響を及ぼします。大学の本質は教育研究であり、それを担っているのは私たち教職員ひとりひとりです。学生は、きれいな建物に魅了されて大学に来るわけではありません。それなのに、経営者としての自覚と責任のない法人が野放しにされ、その教職員である私たちには、労働基本権も十分に認められないのです。**控訴審では、この不当性を徹底追及しなければなりません。**組合が全面的に支援する裁判が次の段階に進むこととなりますが、今後ともみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

全国の仲間とともに、さらに団結と連帯を強め、大学の自治と教育研究を守るためにがんばりましょう！

声明

福岡教育大学未払賃金請求事件判決について

2015年1月28日

福岡教育大学未払賃金請求事件弁護士・原告団

本日、福岡地方裁判所第5民事部は、福岡教育大学教職員組合の新旧役員4名（いずれも同大学の教授）が組合の支持決議を受け、国立大学法人福岡教育大学に対して提訴した未払賃金請求事件において、原告敗訴の判決を言い渡した。

本件は、平成24年2月29日成立の「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（国家公務員給与臨時特例法）により、国家公務員の給与が平成24年4月から平成26年3月までの2年間にわたり減額（平均7.8%、最高9.77%）されたことを踏まえ、国が全国の国立大学法人に対して行った同様の措置を講じるようにとの要請を無批判に受け入れ、国立大学法人福岡教育大学が就業規則を職員の合意を得ることなく一方的に不利益変更し、平成24年7月から平成26年3月まで途中2ヶ月分を除き19ヶ月にわたって同率の給与減額を行ったことに対し、減額分の賃金を未払賃金として請求したものである。

大学当局が行ったように、大学の自主性・自律性をかなぐり捨てて国の要請に唯々諾々と従い、大学の個別事情や大学職員の労働法制上の権利を無視した身勝手な労働条件の不利益変更がまかりとおるなら、国家権力の介入を排除して学問の自由・大学の自治を守るという憲法上の基本原理は有名無実となり、大学職員は安定した公務員の地位を奪われたうえ、民間労働者を下回る権利しか付与されていないという劣悪で不安定な地位に置かれることになる。

とりわけ福岡教育大学においては、大学当局が国の方針に無批判に従う一方で、学長が組合攻撃をし、さらに本件原告ら批判的職員を不当に扱う事件が発生している。

このような状況下では、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」（教育基本法7条1項）という大学に課せられた崇高な目的は達成しようがない。

このような本件訴訟の意義に照らすとき、大学当局の言い分を認めた本日の判決は極めて不当であると言わざるをえない。

われわれは本日の不当判決に対して直ちに控訴するとともに、学問の自由、大学の自治を守る国立大学法人としての自主性・自律性、および、学内民主主義の確立に向けて断固として戦いを継続する所存である。

不当判決に屈せず、控訴審に向けて団結を強める 「裁判報告集会」のご案内

日時：2015年2月5日（木）18時より

場所：共通講義棟 201教室

判決内容の解説を弁護士からよく聞いて、
本訴訟の意義を再確認しましょう！

